

児童扶養手当を受給されている皆様へ

## 第2子以降の手当加算額が変わります

児童扶養手当は、経済的に支援が必要な父子または母子家庭（ひとり親家庭）などの生活の安定と自立を支援するために支給される手当です。



### ●今年8月分から 第2子以降の加算増額

今年5月に「児童扶養手当法」が改正され、第2子以降に支給される手当の加算額が、平成28年8月分から増額されることになりました。改正後の支給額は次のとおりです。

#### 改正後の児童扶養手当額（ひと月あたり） ※支給額は所得に応じて決定

支給対象	改正前	改正後
第1子	4万2,330円	変更なし
第2子の加算額	5,000円	→ 最大1万円
第3子以降の加算額	3,000円	→ 最大6,000円

例えば…

子どもが2人いる家庭 	これまで	8月分から	
	4万7,330円	→ 5万2,330円	※満額支給された場合
子どもが3人いる家庭 	5万 330円	→ 5万8,330円	※満額支給された場合



### ●なぜ手当額が増額されたの？

今回の法改正で増額の対象となるのは、子どもが2人以上いる家庭です。子育てと生計を一人で担わなければならないひとり親家庭は、生活上のさまざまな困難を抱えています。特に、子どもが2人以上いる家庭は、より経済的に厳しい状況にあるため、第2子以降の加算額を増額することになりました。

また、今回は特に経済的に厳しい状況にあるひとり親家庭に重点を置いた改善を目的としているため、それぞれの家庭の所得に応じて加算額が決定されます。

### ●平成29年4月分から 第2子以降加算額に物価スライド制導入

物価スライド制とは、物の価格の上がり下がりを見た「全国消費者物価指数」に合わせて、支給額を変える仕組みです。現在は第1子の手当額にだけ物価スライド制を導入していますが、平成29年4月からは、第2子以降の加算額にも導入されます。

### ●増額された手当はいつから支給されるの？

児童扶養手当は、年間3回に分けて4・8・12月に支払われ、1回につき4か月分の手当がまとめて支給されます。

増額後の1回目の手当（8～11月分）は、平成28年12月に支給されます。

## 児童扶養手当の現況届を忘れずに 提出期限 8月1日(月)～8月31日(水)

児童扶養手当の受給者は、現況届の提出が必要です。対象者には通知を送りますので、期間内に手続きをしてください。所得により手当が全額支給停止となっている方も届出が必要です。

この届出が提出されない場合、引き続き手当を受けることができなくなりますので、ご注意ください。

### 児童扶養手当の月額

（所得制限があります。詳しくは担当課へお問い合わせください。）

支給対象	支給額（ひと月あたり）	
	全額支給	一部支給
児童1人のとき	42,330円	9,990円～42,320円
児童2人目	5,000円～10,000円加算（※）	
児童3人目以降	1人につき 3,000円～6,000円加算（※）	

※平成28年8月分から加算額改訂

現況届の提出・問い合わせ先 福祉課 TEL:0859-68-5534